

じ ぶん く い ぶん し せい ど
自分の暮らしに生かす福祉制度

こうざ 2 「障がいのある方の福祉制度」

えんしゅう 2 「障がい者福祉サービスの利用」

ひろしまし りょういくせんたーちいきしえんしつ
広島市こども療育センター地域支援室

しどういん
指導員

すずき
鈴木

しゅうすい
秀穂

「障がいのある方の福祉制度」

はじめに福祉制度と福祉サービスの説明をします。

1、手帳を持つことで使える制度を見てみましょう。

自分が持っている手帳で使えるサービスを見てみます。自分が持っている手帳の等級を確認して、表で見てください。

(資料は広島県ホームページより、「障害のある人びとの福祉2010」の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の主要福祉便覧を使います)

2、福祉サービスの内容を見てみましょう。

福祉サービスの種類は以下のようなものがあります。

	サービス名	内容
介護給付	居宅介護 (ホームケア)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います

	ようぐ きゅうふまた たいよ おこな 用具の給付又は貸与を行います。
いどうしえんじぎょう 移動支援事業	おくがい い どう こんなん しょうがい ひと がいしゅつ 屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための しえん おこな 支援を行います。
ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター	しょうがい ひと かよ そうさくてきかつどう せいさんかつどう ていきょう 障害のある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、 しゃかい こうりゅう そくしんとう べんぎ はか 社会との交流の促進等の便宜を図ります。
にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業	かぞく しゅうろうしえんおよ いちじてき きゅうそく にっちゅう しせつ 家族の就労 支援及び、一時的な休息のために、日中、施設など いちじてき りょう みまも とう う で一時的に利用して、見守り等のサービスを受けます
しゃかいさんかしえん 社会参加支援 が べんぱー - 派遣事業	がいしゅつなどしゃかいさんか かつどう しみん しゃかいさんか 外出 等社会参加活動 をするとき、市民ボランティアの社会参加 しえん はけん う 支援が べんぱー - の派遣を受けられます。 いどう しえんじぎょう あわ りょう ばあい あ つき じかん しょうげん ※移動支援事業 を併せて利用する場合、合わせて月80時間を上限 とする。

3、 福祉サービスの申請方法について説明します

(1) 福祉サービスを利用する準備

- まず、身体 障害者 手帳、療育 手帳、精神 障害者 保健福祉手帳 などの「手帳」
を申し込みましょう。
- 手帳 が無い場合でも、発達 障害 の診断 があれば、主治医の意見書で利用が可能です。

(2) サービスの負担額

- 児童の世帯は使ったサービスに応じた負担(利用料金 の1割 負担)が発生 します。(世帯
収入 によって、上限 額が決まります)。
- 18歳以上 の方は、本人 収入 に応じて負担が発生 します。収入 が少ない場合は、
負担額 も下がります。

(3) サービスの申請方法について

Q1 「申請 はどこに行けばよいですか？」

→ お住まいの区の福祉事務所です。市外の方は市町村 役場の福祉課へ。

Q2 「申請の時に、準備するものはありますか？」

→ 各種手帳、印鑑を持って行きましょう。その場で申請できます。希望するサービスの数によって、申請書の枚数が違います。

Q3 「申請の時に気をつける点がありますか？」

→ 18歳以上の場合は、その日は申請書を記入後、日を改めて（希望するサービスによって）障害程度区分認定を受ける必要があります。

Q4 「すぐに使えますか？」

→ 1カ月程度かかるとお考えください。サービス利用を開始したい時期を検討して、余裕をもって申請に臨みましょう。

Q5 「支給決定後の流れは？」

→ 区役所は、「〇〇サービスを〇〇時間使ってもいい」という時間数（支給量）の決定のみを行います。

支給決定後は、事業所の一覧表から、事業所を選んで連絡します。事業所と、利用の時間、曜日、ヘルパーの性別などの条件があれば、契約に至ります。一つの事業所だけでなく、複数の事業所と契約が可能です。

・制度のことや、サービスのことなど、分からないことがあったり、聞きたいこと、困ったことがあったりする時は、地域の相談機関を活用しましょう。

① 広島市の区の福祉事務所（サービスや、制度の申請など）

福祉事務所名	電話番号
なかひろくしむしょ 中福祉事務所	082-504-2588
ひがしひろくしむしょ 東福祉事務所	082-568-7734
みなみひろくしむしょ 南福祉事務所	082-250-4132
にしひろくしむしょ 西福祉事務所	082-294-6346

あさみなみふくしじむしょ 安佐南福祉事務所	082-831-4946
あさきたふくしじむしょ 安佐北福祉事務所	082-819-0608
あきふくしじむしょ 安芸福祉事務所	082-821-2813
さえきふくしじむしょ 佐伯福祉事務所	082-943-9769

② 広島市知的障害者更生相談所（療育手帳の判定）

そうだんきかん 相談機関	でんわばんごう 電話番号
ちてきしょうがいしゃこうせいそうだんじよ 知的障害者更生相談所	082-263-3695

③ 障害者相談支援（障害福祉サービスの利用援助や、各種情報の提供）

そうだんまどぐち 相談窓口	しゆ たいしやう 主たる対象	しよざいく 所在区	でんわばんごう 電話番号
せいきやう しょう しゃそうだんしえん 生協 ひろしま障がい者相談支援センター	しんたい ちてき せいしん 身体・知的・精神	なかく 中区	082-503-0715
ひろしまし りやういく ちいきしえんしつ 広島市子ども療育センター地域支援室	ちてき 知的	ひがしく 東区	082-263-0683
ちいきせいかつしえん 地域生活支援センターぬくもりのサロン	せいしん 精神	ひがしく 東区	082-289-6088
ちいきせいかつしえん 地域生活支援センターふれあい	せいしん 精神	みなみく 南区	082-250-7830
そうだんしえんじぎょうしょ こうせいがくえん 相談支援事業所 光清学園	しんたい ちてき せいしん 身体・知的・精神	みなみく 南区	082-254-0905
しょうがいしゃしえんしせつ 障害者支援施設 いくせい	ちてき 知的	にしく 西区	082-537-1771
しょうがいしゃせいかつしえん 障害者生活支援センターめーぷる	しんたい ちてき 身体・知的	にしく 西区	082-503-5758
おおたがわがくえんそうだんしえんじぎょうしょ 大田川学園相談支援事業所	ちてき 知的	あさみなみく 安佐南区	082-848-0130
せいかつしえん 生活支援センターあさみなみ	しんたい ちてき せいしん 身体・知的・精神	あさみなみく 安佐南区	082-870-2788
ほくぶ りやういく りやういくそうだんしつ 北部子ども療育センター療育相談室	ちてき 知的	あさきたく 安佐北区	082-814-5801
せのがわがくえんしょうがいしゃそうだんしえんじぎょうしょ 瀬野川学園障害者相談支援事業所	ちてき 知的	あきく 安芸区	082-894-8958
モルゲンロート	せいしん 精神	あきく 安芸区	082-892-3050
せいぶ りやういく りやういくそうだんしつ 西部子ども療育センター療育相談室	ちてき 知的	さえきく 佐伯区	082-943-6831
ちいきせいかつしえん 地域生活支援センターいつかいち	せいしん 精神	さえきく 佐伯区	082-943-5562

4、サービスや、^{せいど}制度をパソコンで^{しら}調べましょう

①「^{しょうがい}障害のある^{ひと}人びとの^{ふくし}福祉」

^{けんない}県内の^{じぎょうしょ}事業所の^{いちらん}一覧が^み見れます。

^{ひろしまけん}広島県ホームページ → ホームページの上で^{うえ}検索^{けんさく}「^{しょうがい}障害のある^{ひと}人びとの^{ふくし}福祉」

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/1288079109843.html>

② ^{ひろしまし}広島市のホームページ

トップページ → 「^{しょうがいふくし}障害福祉」で、^{ひろしまし}広島市の^{ふくし}福祉の^{じょうほう}情報が^え得られます。

<http://www.city.hiroshima.lg.jp>

③ ^{こうせいろうどうしょう}厚生労働省のホームページ

トップページ → 「^{しょうがいふくし}障害者福祉」で、^{ほうりつ}法律や^{せいど}制度の^{どうこう}動向を^み見ることができます。

<http://www.mhlw.go.jp/>

5、サービスを利用するにあたって

サービスを利用する前に、「^{じぶん}自分の^{せいかつ}生活を^{ふりかえり}ふりかえりましょう！」（^{せいかつ}生活チェックシートを^{つか}使ってください）で^{じぶん}自分の^{せいかつ}生活の^{こと}ことを^か書きます。

- それぞれの^{こうもく}項目について、1～3番で、^{ばん}あてはまるものに○をつけてみましょう。
- 自分の^{じぶん}希望や、^{きぼう}どんなところに^{たす}助けが^{ひつよう}必要なのか^か書いてみましょう。
- ^わ分からないことは、^{ちか}近くにいる^{そうだん}スタッフに^か相談しながら書いてみましょう。
- 自分でできるところ、^{たす}助けがいるところを知っておくことは、^しどんなサービスを利用したいか^き決める^{とき}時に^{たす}助けになります。

えんしゅう しょう しゃふくし りょう
演習2 「障がい者福祉サービスの利用」

これから、福祉サービスの利用について考えます。

1、「これからやってみたいこと」を書いてみましょう。

- サービス利用を考える前に、まず、自分がやってみたいことを書いてみましょう。
(できる、できないではなくて、やってみたいことを書いてみましょう)
- 「やってみたいこと」は、ひとつでなくていいです。たくさんあってもいいです。
- 例を見ながら、考えてもいいです。(ニード整理表に例を参考にして記入していきましょう)
- わからない時は、スタッフの人と話をしながら書いてみましょう。

<p>たとえば</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人暮らしをしたい 〇〇のコンサートに行きたい 旅行に行きたい <p>など</p>	<p>たとえば</p> <ul style="list-style-type: none"> 家を探すことが不安 家賃を払えるか不安 チケットの買い方がわからない 相談するところがない <p>など</p>	<p>たとえば</p> <ul style="list-style-type: none"> 一緒に家を探す お金の管理 チケットの予約を教えてください(パソコンの予約など) <p>など</p>	<p>たとえば</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族 ヘルパーさん 近所の人 友だち 相談支援 かけはし <p>など</p>
---	--	--	---

やってみたいこと	それをするのに不安なこと	助けてもらいたいこと	助けてくれそうな人 使えそうなサービス

きにゅうらんちい (記入欄小さくして、省略 しています)

2、「サービス利用計画」について

「これからやってみたいこと」の中から1つ選んで「サービス利用計画」を作ってみましょう。（サービス利用計画の例を参考にしてみましょう）

- ① はじめに「目標」の欄に、「これからやってみたいこと」の中から一つ選んで入れます。
- ② 「目標に必要なこと」を考えてみましょう。（それをするのに必要なことを考えてみましょう）。分からない時はスタッフに聞きましょう。例を見て考えてもいいです。
- ③ 「自分の状態」は、「自分の生活をふりかえりましょう！」（生活チェックシート）を見ながら、書き入れます。書き方が、分からない時はスタッフに聞きましょう。例を見て考えてもいいです。
- ④ 「どうしたらできそう？」は、できないことがあれば、何を助けてもらったらできそうか書いてみましょう。
- ⑤ 「助けてくれる人・回数・場所など」は、パソコンでも調べてみましょう。パソコンの使い方、調べ方の方法は、近くにいるスタッフに聞いてみましょう。

3、「週間サービス利用表」について

「サービス利用計画」の「助けてくれる人・回数・場所など」の欄から、福祉サービスの項目があれば、「週間サービス利用表」に時間と種類を記入します。

おわりに

サービスや制度の利用を考えていく中で、「何を助けてもらいたいのか」「自分でどこまでできるのか」など、自分の今の環境や生活を振り返り、今後の生活に向けて考えていく機会になればと思います。